

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成30年4月10日

岩沼市総務部総務課

岩沼市においては、平成23年8月24日から臨時的な措置として、一定の条件を満たす場合、現場代理人の兼務を認める緩和措置を実施してきましたが、東日本大震災に伴う復旧・復興工事等の状況に鑑みて、緩和措置の条件を下記のとおり改正します。

記

1 対象工事

以下の全ての条件を満たす岩沼市が発注する2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとします。

- (1) 岩沼市が発注する工事で、それぞれの入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」との記載があるもの。
- (2) それぞれの工事の請負金額が3500万円未満（建築一式工事にあっては7000万円未満）のもの。

2 建築業法施行令第27条第2項の当面の取扱いに該当する工事（参考参照）の特例

- (1) 建築業法施行令第27条第2項の当面の取扱いに該当する工事（以下「当面の取扱いに該当する工事」という。）については、上記1の(2)の規定にかかわらず、請負金額の上限を設けません。
- (2) 密接な関係のある建設工事として現場代理人を兼務させようとしている工事2件で、それぞれ又はいずれかの工事の入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」との記載がないときで、次に掲げる場合は、上記1の(1)の規定にかかわらず、落札者又は受注者は、市に協議を求めることができます。市が密接な関係のある建設工事と認定し、かつ、兼務を認める場合は現場代理人を兼務することができます。
 - ア 入札等の結果、密接な関係のある建設工事を落札した場合
 - イ 資材の調達を一括で行うこととなった場合
 - ウ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工することとなった場合
 - エ その他、特別の理由がある場合
- (3) 発注者は、当面の取扱いに該当する工事に該当するか確認するため、落札者又は受注者に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (4) 本特例は、密接な関係のある建設工事2件で同一の現場代理人である必要があります。

3 監理技術者又は専任の主任技術者との兼務

本緩和措置により、2件の工事を兼務している現場代理人は、監理技術者又は専任の主任技術者との兼務はできません。

（技術者が現場代理人を兼務し、かつ、2件の現場を兼務できるのはその2件の現場が現場代理人の常駐義務の緩和措置の条件を満たし、その2件の工事の下請契約の請負代金総額がそれぞれ4000万円未満（建築一式工事は6000万円未満）である場合）

4 現場代理人の兼務承認等

受注者は、現場代理人を兼務させる場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営・安全管理等を行う連絡員を滞在させるものとし、現場代理人を兼務する前に、兼務する工事名及び連絡員名簿を記載した現場代理人兼務承認願をそれぞれの工事監督員に提出し、発注者の承認を得るものとします。

5 兼務するときのその他の条件

- (1) 現場代理人が工事現場を離れる際には、連絡員等に工事現場の運営・安全管理等に必要の指示を行うこと。
- (2) 現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (3) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、常駐の現場代理人を配置すること。

6 契約変更にかかる取扱い

現場代理人の兼任を認める工事において、変更契約により請負金額の合計額が3500万円以上(建築一式工事にあつては7000万円以上)となった場合においても引き続き兼任を認めるものとします。ただし、発注者が専任の現場代理人が必要と認めるときは、兼務承認を解除し、専任の現場代理人の配置を受注者に指示することとします。

7 適用年月日

平成30年4月10日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用します。

また、平成30年4月10日現在契約中の工事については改正前の緩和措置を引き続き適用することを原則としますが、受注者が改正後の緩和措置の適用を希望する場合は、要件に合致し発注者が承認する場合においては対象とします。なお、改正後の緩和措置を適用した後、改正前の緩和措置に戻すことはできません。

(参考) 建設工事の技術者の選任等に係る取扱いについて (改正) 【抜粋】

(平成26年2月3日付け国土建第272号)

1 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項において、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。